

令和元年関川村議会12月（第8回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和元年12月13日（金曜日） 午前10時 開会

- 第 1 議案第81号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第5号）
 - 第 2 議案第82号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 3 議案第83号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 第 4 発議案第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議の提出について
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第81号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第5号）
 - 第 2 議案第82号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 3 議案第83号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 第 4 発議案第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議の提出について
-

○出席議員（10名）

1番	渡 邊 秀 雄 君	2番	近 壽 太 郎 君
3番	鈴 木 紀 夫 君	4番	伊 藤 敏 哉 君
5番	小 澤 仁 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	平 田 広 君
9番	伝 信 男 君	10番	菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	宮 島 克 己 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総務政策課長	野 本 誠 君
住民税務課長	渡 邊 浩 一 君
健康福祉課長	佐 藤 充 代 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	渡 邊 隆 久 君

教 育 課 長	熊	谷	吉	則	君
住 民 税 務 課 参 事	須	貝	博	子	君
健 康 福 祉 課 参 事	佐	藤	惠	子	君
観 光 地 域 政 策 室 長	大	島	祐	治	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河	内	信	幸
主 任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和元年12月第8回関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

日程第1、議案第81号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第5号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議案第81号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第81号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第5号）は、地方債の変更や必要経費の増額などがございます。

詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第5号の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

3,770万円を追加いたしまして、予算総額を46億710万円とするものでございます。

それでは、11ページをお開きいただきまして、歳出から説明をさせていただきます。

初めに、2款の総務費でございます。

まず職員給与費、職員給で92万円でございます。これは防災専門員3カ月分、それから給与の改定に伴います差額の不足分と合わせて92万円でございます。

なお、この後も各款で職員給が出てまいりますけれども、ほとんどが給与改定に伴うものでございますので、その部分は説明を省かせていただきます。

2目の文書広報費でございます。広報無線費の修繕料ということで30万円。戸別無線機の修繕でございます。5万円で6台分を見込んでいるということでございます。

4目の財産管理費につきましては、庁舎管理費、修繕料で270万円。役場庁舎が大分老朽化してございまして、漏水あるいは電気のブレーカー、そういうものを修繕する必要があるということでの計上でございます。

7目の地域振興費、修繕料で21万円。これは村民交流センター雲母里の修繕でございまして、流し台の排水管であるとか、そういうボイラーの修繕でございます。それから、その下の修繕料で450

万円。これは光ケーブルの関係でございまして、女川地区の圃場整備に伴います光ケーブルの技術費でございまして、それから委託料で、村民交流センター管理委託料38万円。これにつきましては当初見込んでおりませんでしたが一掃業務を業者に委託したと、あるいは灯油代の不足分、あるいは食品衛生の許可の関係、そういうもので不足がありますので、管理公社への委託料を増額するという事で38万円を計上しております。

25節の積立金につきましては、過疎地域自立促進事業基金管理費ということで330万円。過疎のソフトの枠に余裕が出ましたので、積み増しをするというものでございまして、使用の目的といたしましては、下関碑の管理費、あるいは高校生の通学定期券の補助、そういうものに充てるものでございます。

それから、次のページにまいりまして、3項の戸籍住民基本台帳費でございまして、こちらはいずれもマイナンバーの関係でございまして、まず1つ目が、マイナンバーカードの申請の処理に使う端末がございまして、それを1台増設するという事でございまして、3月分のリース料1万1,000円でございまして、それから備品購入費では、マイナンバーカードの写真撮影用のモバイルプリンターを購入するという事で3万1,000円でございまして、

4項の選挙費でございまして、こちらは職員諸手当マイナスの220万円ということで、参議院選挙と村議会選挙が同日になった関係で不用になったものでございまして、

13ページでございまして、

5項の統計調査費、これは県の委託金が確定したということで精算でございまして、

3款の民生費、1目社会福祉総務費でございまして、これは時間外勤務手当。

それから、2項の老人福祉総務費、介護保険特別会計への繰出金がございまして、

それから、3目の社会福祉施設費、ふれあいの家修繕料でございまして、これは厨房の送風機が壊れたということでの修繕でございまして、

2項の児童福祉費でございまして、報酬につきましては、昨日議決いただきました議案第64号の関係でございまして、子ども・子育て支援会議の委員報酬でございまして、

それから、23節の償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度の児童手当の事業費が確定したということで、国・県への精算金でございまして、

それから、4款衛生費は省略させていただきます、次のページ、15ページでございまして、

5款の農林水産業費、農業振興の補助金でございまして、まず、上の段の935万円でございますが、これは関川農事株式会社が取り組む事業に対する補助でございまして、ミニトマトのパイプハウス、園芸用ハウスの栽培の資材を導入するという事でございまして、事業費が1,700万円、55%の補助ということでございまして、それから、下の段1,155万円につきましては、有限会社上野新農業センターが取り組みます農業用機械の導入ということでございまして、乾田直播に伴います田んぼを平らに

する機械のレーザーレベラーというもの、あるいは種まきの機械、あわせてコンバインの6条刈りというものを導入するものでございます。こちら55%の補助でございまして、いずれも県単の補助で村の会計を通すトンネル補助でございまして、

それから、16ページ、7款土木費でございまして、

急傾斜地崩壊防止工事負担金ということで100万円。県単事業で南赤谷の地区の追加配分がございました。事業費で500万円ふえまして、村の負担金が20%ということで100万円の計上でございまして、

それから、その下の8款消防費でございまして、

職員諸手当につきましては、台風19号の関係、あるいは郡山市に災害派遣、そういった関係で不足が出ましたので50万円でございます。

済みません、1つ飛ばしてしましまして、6款の商工労働費、施設管理費でございまして、こちらは管理公社の職員、9月採用で2人ふやしております。その分の人件費、当初の管理公社に委託しています委託料で不足が出ますので、219万円を補正するというものでございまして、

それから、17ページお願いします。

9款の教育費です。

修繕料で2つございまして、庁用車と各種施設の修繕ということで20万円と10万円を計上してございまして、

せきかわ歴史とみちの館管理費ということで、看板製作に60万円。これは先般、垂水城主の子孫の方から、大阪の方ですけれども、寄附をいただきました。先祖の功績を検証してほしいということでありまして、そういうこともありまして、垂水城主の関係の看板をつくるということでの計上でございまして、

それから、11款の公債費につきましては、臨時財政対策債で借りかえがございまして利率に変動があったために、元金と利子で組み替えの補正を組ませてもらったところでございまして、

続いて、歳入、8ページをお願いいたします。

まず、13款の国庫支出金でございまして、

マイナンバーカード関連の交付金ということで2万5,000円。

それから、14款の県支出金でございまして、まず総務費県補助金でありますけれども、これは組み替えの予算でございまして、鮎谷で取り組みました大学生の支援事業の関係、県の補助事業のメニューが変わりましたので組み替えでございまして、

それから、農林水産業費県補助金は、農業用機械あるいは農業用の資材の導入への補助でございまして、

それから、9ページをお願いいたします。

3項の委託金につきましては、統計調査の委託金の精算でございまして、

16款の寄付金60万円につきましては、垂水城主の子孫の方からいただいたものでございます。

18款の繰越金につきましては、今回の補正の財源に充てるため、1,099万2,000円を充てるというものでございます。

19款の諸収入、雑入でございますけれども、これは光ケーブルの移設に伴います関係で、県から補償料がございます。80万5,000円でございます。

それから、20款の村債につきましては、過疎債に余裕が出たということで、交通対策事業債で330万円、それから急傾斜地崩壊防止事業ということで、村の負担金100万円は起債するというところでございます。

最後に、7ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。

まず、1追加ということで、交通対策事業で過疎債で330万円。

それから、真ん中の2の補正ということで、急傾斜地崩壊防止事業債ということで100万円をふやすというものでございます。

それから、それ以外の部分ですけれども、消火栓の関係でございまして、一番下の廃止とありますが、緊急防災・減災事業債ということで、こちらのほうをやめまして、上の追加にあります過疎債700万円と辺地債で300万円に組み替えるという補正でございます。実は、先般9月の補正でこういう形にさせていただきました。過疎債と辺地債で枠で縮減されたという説明をさせていただいたところなんですけれども、また県から話がありまして、過疎債のほうに枠が出たということでありますので、もとに戻すような形の補正をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

ページ数でいきますと12ページ、3項の戸籍住民基本台帳費の中で、説明の10の1、マイナンバーの写真印刷用のモバイルプリンターを購入という項目があるんですけども、マイナンバーカードを作成する際に、マイナンバーの通知書を皆さんのところに配られて、それをカードに作成すると。まず職員の方からという声かけが先般あったかと思うんですが、私の認識によると、通知書をマイナンバーに変更する際には、スマホで自分で写真を撮ってインターネットで作成をして役場にとりに行くか、紙の写真を撮ってそれを郵送で送ってカードができたのをとりに行くかというやり方だったと思うんですけども、このモバイルプリンターを、撮影した写真がプリントされ出てくる機械を役場で購入したということになると、役場に来てそこでマイナンバーカードの申請ができるようになるという捉え方でよろしかったでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 国のほうでマイナンバーカードの普及ということで、今までも可能ではあったんですけども、ただ役場で写真を印刷することができなかったために、そういったサービス、ほかの市町村ではやっていたんですけど、関川村では対応していなかったんですけども、今ほど言われるとおり、役場に来て申請書を作成するということが可能ですし、あと写真だけを役場で撮ってそれで張りつけてということでも申請が可能です。

なお、スマホですとかパソコンを使っていただいての申請ですとか、あと自分が写真を撮って申請書に張りつけて送っていただくという、そういう従来のところも可能ということで、国のほうで何とかマイナンバーカードを普及させたいということで、そういうサービスに市町村も努めなさいということになりましたので、関川村でも対応するということでもあります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） せっかく今回そういったサービスができるということでしたら、これを広く村民にもっとPRをしていただいて、カードの普及を進めて、県内、全国で関川村がマイナンバーカード100%つくりましたという方向を目指したらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） この補正予算にありますように、このプリンターの導入を3月ころということで考えておまして、その導入後に、広報紙ですとかそういったものを使ってPRをさせていただきたいと思っておりますので、またいろいろな場面でそのほかにもPRをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

11ページの2目、説明のほうの広報無線費の修繕の件なんですけれども、これは発信のほうの修繕なのか、それとも受信のほうの修繕なのかというところを聞きたいんです。もし受信のほうの修繕であれば、広報無線が入ってからもうかなりの年数がたっています。そういうことで、一時は受信状態が悪いということでアンテナ等で対応してもらって、多分今現在は全村受信状態はよくなっていると思うんですけども、大分年数がたっていますので、もう災害時の連絡等で緊急で使用する場合、だめだとか聞こえなかったとかそういう状況にならないように、ある程度今の状況を各世帯確認して、それでいつでもいい状態になれるような受信機であってほしいと。そういうふうな今の受信状況を確認するような考えは今持っていないんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） まず、ご質問のこの修繕費は、各家庭につけている分の戸別の修繕

でございます。時々聞こえなくなったとか、不具合があったということで、職員あるいは業者が確認の上、交換する必要があるればこの修繕料を使って交換しているということでございます。

それで、耐用年数というか全体的な話でありますけれども、感覚的にはまだ十分使っていかなければいけないかなという認識でございますし、全体的な聞こえ具合を確認するということは今予定にございませんけれども、防災面とかでも必要ですので、時々聞こえなくなったというのは連絡が来ますので、その都度対応をしてみたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 例えば電池交換、前よく頼まれたんですけども、区長にお願いして、例えば個々に、電池も切れてからでは多分遅いと思うので、ある程度やっぱり年数がたったら電池交換をしてもらえらるような、そういう方法をぜひ講じてもらいたいなと。やっぱり区長か誰かにお願いして、そういう考えを持ってもらいたいなと思います。もう切れてから、うちの無線機全然聞こえなくなったということではなくて、やっぱりああいう緊急時にどうしても必要な機械なので、常にいい状態になっているような形で、村も何とかそういう対応をお願いしたいなと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 伝議員のおっしゃるとおりだと思います。乾電池切れは、停電になったときに、いざというときに機能を発揮するわけでございますので、日ごろというか時々点検するというのが大事だと思いますし、電池交換につきましてもいろんな形で呼びかけていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

ちょっと聞き漏らしたところがありますので確認させてください。

15ページ、農業振興費の中の細目6の農林水産業総合振興事業補助金、さっきミニトマトのハウスで事業費1,700万円ということだったんですけども、事業主体をもう一回、関川何とかと言っていたけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 関川農事株式会社でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） 農事会社株式会社の、集落のその代表者もあわせてお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、関川農事さんは深沢集落で、照井次夫さんが代表を務めていらっしゃいます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番(近 壽太郎君) 2番、近です。

11ページの、2款4目の財産管理費の庁舎管理費の修繕料、雲母里の修繕ということなんですけれども、この詳細をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(渡邊秀雄君) 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長(大島祐治君) 雲母里の修繕につきましては、流し台から排水につながる管が割れておりまして、一部水漏れがあるというところの修繕でございます。もう一点、灯油ボイラーから流れてくる水道管の修繕ということで、合わせて21万円の修繕を見込んでおります。

○議長(渡邊秀雄君) 近さん。

○2番(近 壽太郎君) ありがとうございます。

○議長(渡邊秀雄君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

4番、伊藤敏哉さん。

○4番(伊藤敏哉君) 11ページお願いします。7目の地域振興費の11節需用費の細目12地域情報通信事業費のところ、先ほど圃場整備事業に伴う光ケーブルの移設というご説明でしたけれども、圃場整備に伴う場合、その圃場整備の事業費との絡みも出てくるんじゃないかと思うんですが、これを村で負担することになった経緯とございますか、それと、あと10ページに戻って、先ほど……

○議長(渡邊秀雄君) 伊藤さん、一問一答で。

○4番(伊藤敏哉君) いや、これの関連なんです。工事支障施設補償料というところで光ケーブル移設とあったんですが、これも圃場整備の関係というふうに聞こえたんですが、村で負担するべきその理由と、圃場整備の事業主体とのやりとりとか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長(渡邊秀雄君) 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長(大島祐治君) それでは、歳入と歳出で上げさせていただいております地域情報通信事業、IRU事業の修繕について説明をさせていただきます。

まず、修繕料につきましては、女川圃場整備、今ほどお話しいただいたとおりの事業でございます。この事業に対しては、県営でやっている事業でございますので県から負担金が入るという格好になります。ですが、設置からの耐用年数等を削減されて県は負担金を精算するというところでルールづけがありまして、やった事業そのもの全てを県が負担してくれるというものではございませんで、村でもある程度負担をしなければいけないというルール決めの中で動かさせていただいております。

○議長(渡邊秀雄君) 伊藤さん。

○4番(伊藤敏哉君) そうすると、圃場整備に伴う光ケーブルの移設はもっと大きくかかっているんですけども、そのうちの一部を村で負担しなさいというルールですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 修繕料に計上させていただいた分が全ての事業費、修繕料でございます。そのうち県が負担いただく分、それが歳入の80万5,000円になります。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 済みません、もう一つ。

そうしますと、圃場整備の事業があるから移設しなければならないわけですが、圃場整備の事業費の中にこれを含めるとかということではなく、まるきりこれは通信設備だから村と県でやりますということなのか。その辺普通であれば原因者負担というか、圃場整備のために移すんだからこれも圃場整備の事業でやりますよという方法も一般的かと思うんですけども、その辺もう一度お聞きいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 私どもも、県が原因者負担という格好で全て行っていただきたいというお話も以前にはさせていただいておりましたが、実際には負担金の支払いということで、こちらで事業を実施しなければいけないという格好になっております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、減価償却の関係で負担金の額というのが県から算定されてまいりますので、負担金と修繕料のギャップが相当今生まれているわけですが、村での負担が必要になるということです。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第82号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議案第82号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第82号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、国民健康保険加入者資格管理のさらなる効率化を図るためのシステム改修に要する経費を追加補正するものでございます。全額国庫補助で行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第82号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加しまして、総額を5億9,010万円とするものでございます。

206ページをお開きください。

歳出、1款1項1目13節委託料でございますが、国保システム改修委託料10万円の追加でございます。これは国保連合会が持っております国保情報集約システムとの連携をするため、庁内にあります国保システムの改修を行うものであります。内容としましては、オンライン資格確認を行うための項目を追加するものでございます。全額国庫補助金でございます。205ページの3款1項2目の1節国庫補助金で10万円を収入するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第83号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第3、議案第83号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第83号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、本年10月の介護報酬の改正に伴い電子システムの改修経費を追加補正するものでございます。

詳細を健康福祉課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) 議案第83号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万円を追加いたしまして、総額を10億4,060万円とするものでございます。

404ページをお開きください。

最初に、歳入でございます。

3款2項6目1節の介護保険事業国庫補助金75万1,000円につきましては、消費税率の改定に伴いまして、既に歳出予算に計上済みでございますが介護保険システムの改修費が国庫補助となりましたので、国庫補助金を追加いたしまして、次の7款1項2目その他繰入金の事務費等繰入金、一般会計からの繰入金になりますけれども、75万1,000円を一般会計からの繰入金を減額いたしまして組み替えをいたすものであります。

続きまして、5目の地域包括支援センター事務費繰入金でございます。20万円を追加するものですが、これが地域包括支援センターシステムにつきまして、ことし10月から介護報酬が改定になりました。それに対応するためのシステムを改修するものでございます。これにつきましては一般会計からの繰り入れでございます。

次の405ページ、4款1項1目13節の委託料、電算システムの改修委託料20万円につきまして、これが地域包括支援センターシステムの改修でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議案第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議の提出について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、発議案第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。菅原 修さん。

○10番（菅原 修君）

発議案第2号

天皇陛下御即位奉祝賀詞決議の提出について

関川村議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年12月13日

提出者

関川村議会議員 菅原 修

賛成者

関川村議会議員 近 壽太郎

関川村議会議員 鈴木 紀夫

関川村議会議員 伊藤 敏 哉
関川村議会議員 小 澤 仁
関川村議会議員 加 藤 和 泰
関川村議会議員 高 橋 正 之
関川村議会議員 平 田 広
関川村議会議員 伝 信 男

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

提案理由については、決議の朗読にかえさせていただきます。

天皇陛下御即位奉祝賀詞決議。

天皇陛下におかせられましては、風薫るよき日に御即位なされましたことは慶賀にたえないところであります。天皇皇后両陛下が御清祥であられ、令和に時代が世界の平和と我が国の繁栄をもたらすものとなりますよう心からお祈り申し上げます。

ここに関川村議会は、村民を代表して謹んで慶祝の意を表します。

令和元年12月13日。関川村議会。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで趣旨説明を終わります。菅原さん、ご苦労さまでした。

お諮りします。本案を直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

発議案第2号を採決します。

お諮りします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時40分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員